

# 日本法育学会規約 The Legal Mind Education Of Japan

## (目的)

第 1 条 本会は、我が国における法育の必要性にかんがみ、研究会を開催するとともに、模擬裁判などを通して法育の普及を図り、もって、一人一人が大切にされる社会の形成に資することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 本会の名称は、「日本法育学会」**The Legal Mind Education Of Japan**と称する。

## (意義)

第 3 条 法育とは、法の理念や考え方を通して、社会の在り方を考え、自立した市民を育むための方策を考え実践する教育法である。

## (所在地)

第 4 条 本会の事務局を、埼玉県所沢市東町 1 2 番 8 - 8 1 5 号 ザ・パークハウス所沢に置く。

## (事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、法育に関する研究
- 2、本会に関わる模擬裁判への協力・指導
- 3、法育を普及するための事業
- 4、法育に関する教材の開発
- 5、研究紀要の発行
- 6、その他、本会の目的を達成するために必要と思われる事項

## (会員)

第 6 条 本会の目的に賛同し、理事会で認められた者は会員になることができる。会員は会費を納入する義務がある。

- ①一般会員は、研究会、勉強会、施設参観などに参加することができる。
- ②本会の趣旨を理解し支援する者を、特別会員、または、賛助会員とする。
- ③本会は、教育的観点から、学生会員を認める。学生会員は、一般会員と同様の活動ができる。学生会員は、18 歳以上の者とする。18 歳未満で入会を希望する者は、保護者の承諾書を必要とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1、顧問	1名
2、理事長	1名
3、理事	13名
4、事務局長	1名
5、会計	1名
6、監事	1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1、顧問は、本会のオブザーバーとして、運営内容についてアドバイスをする。
- 2、理事長は、本会を総理して代表し、運営にあたる。
- 3、事務局長は、本会の業務が円滑になされるよう、事務全般を管掌する。
- 4、会計は、本会の金銭出納を行う。
- 5、監事は、会計の監査を行う。

(部会)

第9条 本会の組織は、以下のとおりである。理事長を中心に、理事、事務局、教育研究部を置く。教育研究部は部会を持つ。それぞれの部会に長を置く。部会は、①教育部会②研究部会③出版部会の3部会である。なお、会員は部会の枠に縛られることなく、自由に研究を進めることができる。

(会費)

第10条 1、本会の運営費にあてるため、会費を徴収する。

一般会員の年会費	5千円
特別会員の年会費	1万円
賛助会員の年会費	3千円
学生会員の年会費	2千円

2、研究会では、そのつど、資料代を申し受ける。

(入会規定)

第11条 本会への入会を希望する者は、原始会員の1人以上の推薦があり、理事会で入会を決定された者とする。

(研究紀要)

第12条 本会は、以下の要綱に従って、研究紀要を発行する。

- 1、研究紀要の名称は、「日本法育研究」と称する。

- 2、研究紀要は、年1回発行する。
- 3、研究紀要の編集は、出版部と理事が中心となって編集委員会を構成し、これを行う。
- 4、投稿の権利は、会員のみが有する。ただし、会員外でも、編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。
- 5、投稿論文は、編集委員会において査読を行う。
- 6、その他、研究紀要発行のための細則については、編集委員会において定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(謝金)

第14条 謝金を受け取った場合は、交通費を除く金額を運営費その他に充当する。  
運営費とは、通信費、HPドメイン使用料、会場費、印刷代、出版費などを指す。

(行事)

第15条 1、行事とは、シンポジウム、講演会、研究大会などを指す。  
2、行事を行った場合、参加者から資料代を徴収し、会の運営費に充当する。

(規約改正)

第16条 本会規約は、理事会の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

附則

第1条 本会規約は、平成26年4月1日より適用する。

第2条 本会当初の役員ならびに顧問は、次の会員とする。

顧問	小川 哲生
理事長	平野 節子
理事	紺野 秀樹
理事	齋藤 康輝
理事	設楽 裕文
理事	清水 洋雄
理事	杉山 和之
理事	辻本 衣佐
理事	中村 雄一
理事	長瀬 二三男
理事	野村 和彦
理事	林 和彦
理事	原田 久直

理事 船山 泰範  
理事 古川 元晴  
事務局長 濱田 潤  
会計 三浦 恵  
監事 関和 彩夏

教育部長 平野 節子  
研究部長 船山 泰範  
出版部長 濱田 潤

#### 変更及び削除

- ・平成 28 年 1 月改正：第 2 条（名称）「日本法育研究会」から「日本法育学会」に変更。
- ・平成 29 年 4 月改正：第 7 条（役員）「理事 12 名」から「理事 13 名」に変更。
- ・平成 29 年 4 月：理事に、斎藤康輝氏が就任。